

令和4年度（2022年度）第3回吹田市景観まちづくり審議会会議録

開催日	令和5年（2023年）2月8日（水曜日）			
開催時間	（開会）9時30分		（閉会）11時30分	
場所	メイシアター1階 集会室			
案件	(1) 景観デザインマニュアルの改定案について（報告） (2) 公共サインデザインガイドラインの案について（報告）			
公開・非公開の別	公開		傍聴人	0名
出席者				
委員	会長 久 隆浩		副会長 上甫木 昭春	
	岡 絵理子	高原 浩之	長町 志穂	阿部 泰浩
	松田 政幸	島本 恵司	中村 孝之	
市職員	都市計画部部長 清水 康司			
	都市計画部次長 武田 泰明			
	都市計画室室長 大椋 啓之			
	都市計画室参事 渡辺 玲子			
	都市計画室主幹 玉木 亮介			
	都市計画室主査 酒井 崇			
	都市計画室主査 徳永 賢児			
	都市計画室主任 郷原 麻矢子			
	都市計画室主任 金子 桃子			
	都市計画室係員 大西 佑果			
欠席者				
委員	若本 和仁	阿部 浩之		

令和4年度第3回

(2022年度)

吹 田 市 景 観 ま ち づ く り 審 議 会

日 時 令 和 5 年 2 月 8 日 (水) 午 前 9 時 3 0 分

場 所 吹 田 市 文 化 会 館 (メ イ シ ア タ ー) 集 会 室

令和4年度第3回吹田市景観まちづくり審議会会議録
(要点筆記)

1.開 会

○渡辺都市計画室参事

2.挨 拶

○清水都市計画部部长

3.案件説明

○久会長

それでは、報告案件の景観デザインマニュアルの改定について説明をお願いします。

景観デザインマニュアルの改定について

○郷原都市計画室主任

都市計画室の郷原です。景観デザインマニュアルの改定案について説明いたします。座って説明いたします。

はじめに景観デザインマニュアル改定の経過と今後のスケジュールについてご説明いたします。前方スクリーンをご覧ください。

景観デザインマニュアルの改定については、昨年7月15日に開催した令和4年度第1回吹田市景観まちづくり審議会にて、景観デザインマニュアルの改定素案をお示しし、様々な御意見をいただきました。また随時、景観アドバイザーの先生方からもご意見をいただき、内部でも議論を重ね、修正を行ってまいりました。前回の11月22日に開催いたしました第2回審議会にて改定案をお示しし、そこで頂いた御意見を踏まえ12月5日から1月16日までの約1か月の期間、パブリックコメントを実施いたしました。なお、パブリックコメントを実施した結果、意見はありませんでした。

本日は、第2回審議会でもいただいた御意見について、その対応箇所の説明をいたしまして最終報告とさせていただきます。当審議会終了後、内部手続きを経て、今年4月より運用を開始したいと考えております。

それでは、事前にお配りしております景観デザインマニュアル改定案をお手元にご準備ください。前回お示しした案から加筆・修正している箇所は、赤で囲んでおります。なお、これから説明いたしますページは、スライドにも映していきます。参考にさせていただきますようお願いいたします。

まずは、2ページをお開きください。はじめに、I.景観デザインマニュアルの目的と位置づけのページです。前回の景観審では、デザインマニュアルの目的の一つには、景観の特性上、あいまいな表現が多くある基準について、白黒はっきりと示せない部分は、このデザインマニュアルで誘導を図っていくことが重要である、ということを示しておくことよ、と御

意見をいただきました。その意見に対応するべく、こちらのページにて、文章の下から5行目、「また、良好な景観をつくり出すためには、規制だけで実現できるものではなく、生活や活動の主人公である市民や事業者、専門家等、行政が、景観面からのまちづくりに主体的に取り組み、協働して取り組んでいくことが大切であること、また、届出対象とならない規模であっても、このデザインマニュアルを活用して、良好な景観まちづくりを進めていくこと、と示しました。

次に8ページ、9ページをお開きください。第2章、景観誘導基準と手法の章になります。8ページからの共通事項では、景観まちづくり計画の基本目標である「潤いのある景観」「生きる景観」「調和と個性のある景観」に沿って、景観を形成するうえで大切にすべき基本的な考え方を示しております。ここでは、共通事項のページに使用しているメインの写真に、どういった要素で景観が構成されているのか、ということを読み手に興味を持ってもらえるような工夫をすると良いという御意見をいただいております。8ページ、10ページ、12ページにあります、合計6枚の写真は、それぞれの基本目標に沿ってその特徴を表す写真を選定しております。たとえば、8ページ、潤いのある景観では、吹田の地形の特徴である平野と丘陵、また南部には河川があることから、市の丘陵端部にある円山町の高台から、平野をのぞむ写真と、市南部に流れる安威川の写真を選んでおります。上の写真、円山町の写真では、四季を感じさせる街路樹、市街地を見下ろす眺望が楽しめる、整った戸建住宅の屋根並み、などの、何気なく見ている景色の中にある、景観の要素を文字におこし、読み手に興味を持ってもらうとともに、それらの要素によって、景観が形成されていることがわかるように、工夫をしました。

次のページ、10ページをお開きください。「生きる景観」のページでは、ただ「景観」ということではなく、「景観まちづくり」ということの違いをきちんと示しておいてはどうか、とご意見をいただきましたので、こちらに、「大規模な建物を建てることや、歴史ある景観を保全することだけでなく、一人ひとりが通りや地域の景観をより良くしようとする取り組みも「景観まちづくり」である」ということを追記しております。これは昨年改定した景観まちづくり計画にある文言を引用しています。また先ほどの8ページと同様に、上の写真は昨年度実施した景観まちづくり賞の活動部門で受賞しました、穂波町自治会の活動の写真でして、表情のある舗装材（インターロッキング）、調和する色彩を用いデザインされた歩道柵、市民が手入れしている花々が四季を演出している、といった景観を構成する要素を書き込みました。なお、少し文字が読みづらいため、文字が見えるよう工夫をしたいと考えております。また先ほどご紹介した文言ですが、お配りしている資料では「四季」の漢字が間違っております。大変申し訳ありません。こちらでも修正対応いたします。

次に12ページ、13ページをお開きください。「調和と個性のある景観」のページになります。前回の審議会では、良好な景観を形成したあとも、維持管理、きちんとメンテナンスすることが重要であると御意見をいただきました。また千里山の歴史あるまちなみを例にしてはどうか、といった具体的な御意見もいただいておりますので、13ページの上部、

前回お示した案は、「地域の特徴を読み取り、まちなみに調和させていくことが大切です。地域に馴染むものをつくりましょう。」とありました文章に、「適切に維持管理を行い、良好なまちなみをまもり、はぐくむことが重要です。」という文章を追記いたしました。その下にはレッチワースをモデルにした風情ある景観が今も地域によりまもり、はぐくまれている例として、千里山の写真を載せております。

次に、15 ページをお開きください。

こちらの各章のカラーで囲われている部分は本市の景観アドバイザー会議で良くでてくるアドバイスや気を付けて欲しいポイントなどを紹介しており、各項目に散りばめております。前回お示した案では取り組みやすさを星の数で表記しておりましたが、少しわかりにくいという御意見をいただきました。こちらにつきましては星の数の表記をとりやめ、一律三角のマークに全体を見直し、修正しています。

次に、23 ページをお開きください。先ほどの、維持管理の大切さについて、の意見がありました。こちらの23 ページに、前回の審議会でお示した案では「維持管理しやすい素材とする」という内容がありましたが、維持管理しやすい素材を選ぶことよりも、良好な景観を形成するうえで大切なことは、どんな素材であっても、維持管理し、きちんとメンテナンスすることであることを、「維持管理をしましょう」というコラムとして整理しました。

次に、39 ページをお開きください。こちらは夜間景観を考える際のポイント、として4 ページほど内容を追加しています。前回の審議会では、夜間景観の具体的な手法について示しておくのと良いと、御意見をいただき、審議会後に長町委員より、資料を提供していただきました。まず、39 ページでは、色温度や鉛直面の明るさが重要であることや、漏れ光も夜間景観をつくるうえで重要な要素であることを、市内の物件の事例写真を用いて紹介しております。

また、40 ページでは植栽のライトアップについて、ビフォーアフターの写真を掲載しつつ、樹種や樹形、高さに応じたライティングの工夫が重要であること、こちらのページの下には、樹木をライトアップする時の注意点として、樹木の生育のためには照射時間に注意し、6 時間は消灯しなければいけないことを示しました。41 ページは、住宅のファサードのあたりは、まちの安心安全を高め防犯面への期待ができるとし、様々なファサードの灯りの例を並べております。次の42 ページ、こちらには、実際の事例写真を用いて、照明器具の配置や、場所に応じた光の当て方を具体的に示しております。夜間景観については以上です。

続いて、58 ページをご覧ください。植栽計画を考える際のポイントのページになります。前回の審議会では、植栽について事例等を踏まえ、内容を充実させたことをご報告しましたが、そこから更に内容を加えました。59 ページでは、樹形の種類を紹介しておりまして、木にはランドマークとして効果的な円錐形や、逆三角形、景観木らしい円柱形や特殊系のもの、といった様々な樹形の特徴があり、それらの特性や生育後の大きさを考えて選びましょう、といった内容を追加しました。また、61 ページをお開きください。「10 年後、20 年後の姿をイメージする」とありますが、植物は植えたら終わりという訳ではなく、大きく育つ

ていくものです。生育のためには十分なスペース、植物が育つための基盤、土壌をしっかりと整え、10年後、20年後の姿をしっかりとイメージすることが大切であると示しました。また、それらを住民の手によって維持管理を楽しめるように、工夫している事例もみられ、いきいきと暮らしている景観をはぐくむことができる、と内容を修正しました。

62 ページからは市内の物件を事例に、どんな植栽計画がされているのか、どんな樹種が植わっているのか、写真を添えて紹介しています。前回は全部の事例をお示しすることができておりませんでした。共同住宅、戸建て住宅、店舗や事務所など、さまざまな用途、また規模の大きいものや、ほんの少しの植栽でも頑張っているような物件も取り上げ、紹介をしています。

次に、第3章、色彩についての章になります。第3章は「景観形成基準」の別表2「色彩の景観誘導基準」について解説する章で、色彩デザインの基本的な考え方、色彩を検討する際のプロセスやチェックするポイントなどを、解説しております。99 ページから、建築物や工作物の景観色彩デザインとして、過去の届出のあった物件の外壁の色を、色相、明度、彩度ごとにどんな色がよくつかわれているのか、現状の把握をしたうえで、市内のまちなみの様子と合わせながら、住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域の用途地域ごとに馴染みやすい色の紹介を行っております。

104 ページ、105 ページをお開きください。前回の審議会の際には、工業系用途地域の馴染みやすい色について、無彩色で良いのかという御意見をいただきました。

一度スクリーンをご覧ください。こちらは吹田市の用途地域図になります。本市の工業系用途地域の現状のまちなみを少しご紹介いたします。本市の工業系用途地域の分布は、主に、津雲台7丁目の準工業地域、ここはディーラーが建ち並んでいる地域です。万博記念公園の近く、大阪モノレールの車両基地や事務所、吹田市立資源循環エネルギーセンターのある準工業エリア、また、市東部の岸部エリア、ここにはJR貨物ターミナル駅や大規模な物流倉庫があります。南部には神崎川沿いの工業地と、大阪市境になります西御旅町、東御旅町が主に工業、準工業地域となっており、そのエリアの現状のまちなみを見てみますと、建物の規模が大きく、外壁の色彩については、このことから、現状のまちなみから突出せず、馴染みやすいということから、高明度の無彩色を馴染みやすい色として紹介したいと考えています。

しかし、大規模な建築物であることから、周辺のまちなみから突出しない工夫は色以外にも必要であることを、105 ページにあります配慮事項の中で整理し、追記しました。「彩度をおさえ、アクセントに用いる色はアースカラーを採用するなど、落ち着いた色を使用しましょう」「大壁面の外壁は、雁行させる、色により分節させるなど、圧迫感を低減させましょう」などの配慮事項を追記し、また馴染みやすい色の例については、用途地域ごとにそれぞれ4～6色ほど例を示していますが、どの用途地域においても、色を検討する際には、色彩の検討プロセスを参考にしよう、示しております。少しページが戻りますが、97 ページにお示ししております、色彩の検討プロセスを参照していただき、少しページが戻りま

すが、97 ページにお示ししております、色彩の検討プロセスを参照していただき、そのプロセスをたどって、周辺に調和する色彩計画としていただきたいと考えております。工業系用途地域の馴染みやすい色については以上です。

次に、106 ページをお開きください。工作物の色彩についてのページになります。前回の審議会にて、ネットの色は、背景に合わせた色を選ぶことが大切であると御意見をいただいております。前回のお示した案では、空に溶け込むようにグレーにしましょう、といった内容でしたが、いただいた意見を反映し、「空が背景となる場合はグレーなどの色彩を選びましょう。また緑が背景となる場合は、茶系の色彩を選ぶなどし、背景に合わせて色を選ぶことが大切」であることを示しました。

また、その他にも、具体的な写真の指摘や、今後の課題として受け止めておりますが、景観に関する教育活動、啓発活動も重要であると御意見をいただきました。

本デザインマニュアルは、窓口での配布、市のホームページへの掲載はもちろんですが、大阪府景観形成誘導推進協議会が運営する、大阪景観情報サイトおおさか景観.com でも「まちづくりの手引き」のページに掲載するなど、幅広く周知していきたいと考えております。

以上が、景観デザインマニュアルの改定案についての説明になります。冒頭でもスケジュールについて説明しましたが、景観デザインマニュアルの改定については本日が最終報告となります。久会長、よろしくお願いいたします。

4. 質疑応答

○久会長

ありがとうございます。それでは委員の皆様方、ご質問、ご意見ございますか。

○秋月委員

資料について、赤く囲んでいる箇所は、最終完成した際にはなくなるという理解でよろしいですか。

○郷原都市計画室主任

その通りでございます。

○秋月委員

8 ページなどには素晴らしい景観の写真が掲載されていますが、少し文字が読みづらいと感じます。パワーポイントのスライドに表記してくださったぐらいがちょうど良いと思いました。また先ほど赤囲みは消されるというご説明でしたが、できれば重要な箇所はイエローでハイライトを入れられる方が良いと思います。

13 ページの維持管理の大切さについて、非常に重要なことですので、見出しとして整理

される方が良いと思えました。

27 ページ、88 ページの色彩基準の表には、マンセル表色系であることをどこか注釈で入れられた方が良いと思います。

35 ページの図はどこか引用元がありますか。

○郷原都市計画室主任

35 ページの図は、昨年作成した屋外広告物ガイドラインから引用しております。

○秋月委員

ありがとうございます。それでは吹田市オリジナルということですね。ですが、その他の引用先というものはきちんと示しておいた方が良いと思います。39 ページからは長町先生からいただいた資料という説明がありましたが、出典の記載をしていただいた方がよろしいかと。

42 ページについて、事例写真を用いて照明方法の説明書きがありますが、視認性に注意しつつ必要な明るさを確保するということが重要で、照度基準を満たしなさいとまでは書かないとしても、フットライトを埋め込み、アプローチを導いていると引き出し線の先の路面の明るさは確保できているのか。写真の差し替えまでは必要ないですが、少しその辺り、意識された方が良いと思えました。

明るさというのは安心・安全を生み出し防犯面への効果も期待できます。夜間時の歩行空間に配慮した明るさということが大切です。

38 ページの LED についての記載がありますが、演色性についての記載が必要だと思えます。単色の LED はイベントなどの短期的な使い方をする場合は強い規制は必要ないですが、紅葉のような美しい色が正しく見えるようにといった趣旨です。

それから 101 ページのバブルチャートのところ、さきほどのパワーポイントのスライドで工業系用途地域のまちなみを見せていただきましたが、その時に使用していた用途地域図をバブルチャートの横に掲載することができれば、非常にわかりやすいと思います。

最後に、この景観デザインマニュアルの改定に携わった方々のお名前、たとえば本審議会委員や景観アドバイザー、また引用物など、記載があっても良いのではないのでしょうか。以上です。

○長町委員

先ほど秋月委員からの御意見のあった内容について、こちらから提供した素材については、引用元の表記は不要です。

このマニュアル中の夜間景観のところは、公共照明のことを書いているのではないので、そのところは注意するべきと思います。

42 ページの写真については、歩行時の路面の明るさがわかるように調整します。

演色性についてはRAの基準で、白熱球のRA、太陽の光のRA、ロウソクのRA、それぞれRAの表現があるため、一概には取り扱えないものです。最近LED化が進んでいることから、LEDにおけるRAは80以上が確保できているので、演色性の表記は必要ないと思います。昔はランプの赤色の光では色が判別できない、演色性が低いと言われていました。38ページでは、例えば「豊かな自然を照らす場合は、自然の美しさが損なわれないようにしましょう。」のような文言を追記すればよいと思います。

最後に感想になりますが、106ページのコラム「色にまつわるいろんな話（緑色・青色）」などは、とても丁寧に吹田の景観配慮の考え方を示されていて、非常に吹田市らしいデザインマニュアルができあがったと思います。以上です。

○久会長

ありがとうございます。その他に御意見ございますか。

景観の協議のなかで、毎回同じようなことを指摘することになりますよね。このようにガイドラインで示せばそういった無駄を省くことができると思います。

私の方から1点、23ページに「維持管理をしましょう」のコラムの説明がありましたが、エイジングの考え方について、どこか記載はありますか。古くなればなるほど味がでる素材というのは、たとえば石垣などは、コケなど生えて味がでます。

○郷原都市計画室主任

30ページの「自然素材を取り入れましょう」のコラムの中で、「エイジング素材は適切な維持管理を行うことが大切です。時間とともに美しさを増すエイジング素材を楽しみましょう。」という内容がございます。

○久会長

それでは少し主旨が違います。エイジング素材を使いましょう、という目的は公共でもそうですが、財政部局に気付かせてあげたいのです。建物を建てる時、イニシャルコストを抑えようとして素材を選べば、結局ランニングコストで費用がかかり、初期費用は抑えられたけど、結局は多額の維持管理費がかかってしまう、長い目で見たときに良い材料を使えばランニングコストを抑えられるという内容をにおわせる表現どこかで示してあげると良いと思います。

他委員の皆様、御意見ございませんか。無いようですので、景観デザインマニュアルの改定についての報告を終了させていただきます。

(換気・休憩)

6.案件説明

○久会長

それでは次の案件、公共サインガイドラインの素案について事務局より説明をお願いします。

公共サインガイドラインの素案について

○大西係員

都市計画室の大西です。公共サインデザインガイドライン(案)について説明いたします。座って説明いたします。

本日で説明させていただきます内容はこれまでの経過と今後の予定、前回の審議会からの主な修正点について、関係部署との会議での意見についてとなっております。

まず始めに、これまでの経過と今後の予定をご報告いたします。公共サインデザインガイドラインにつきまして、前回の審議会にて素案の内容についてご報告をさせていただきました。庁内の検討委員会等へも内容を報告し、素案、案と段階を踏んでまいりまして、本審議会にて最終報告を行ったあと、いただいたご意見を踏まえ、再度庁内にて調整、確認を行い、令和5年4月より運用開始を予定しております。

つづいて、前回の審議会からの主な修正点をご説明する前にガイドラインの目的についてご説明します。このガイドラインは、必要なサインを効果的に設置するとともに、より良い景観を形成するために、「みんなにわかりやすいサイン」「景観と調和するサイン」「安全・安心なサイン」として、3つの基本方針を設定しております。市内全域にさまざまな部署により設置される全ての公共サインを対象に公共サイン設置の考え方について示すものです。

次に前回の審議会からの主な修正点についてです。事前にお配りしております「吹田市公共サインデザインガイドライン案」をお手元にご準備ください。赤枠で囲っている範囲が前回の審議会からの変更点となります。なお、スライドにも該当ページを映していきます。スライドの右上には該当のページ番号を表示しております。参考にさせていただきますようお願いいたします。

まず、タイトルについて、前回の審議会では「公共サインガイドライン」でしたが、公共が設置するサインについて、デザインの視点からお示しするものになるため、「吹田市公共サインデザインガイドライン」というタイトルに変更しております。1ページめくっていただいて目次についてです。前回は第2章のタイトルを「基本ルール」としていましたが、当ガイドラインに示すものはルールではなく、景観との調和を図り、わかりやすく効果的なサインとするための考え方を示すものであるため、「公共サイン設置の考え方」に変更しております。また、常設サインと仮設サインで項目を分けておりましたが、常設サインの内容の中にも仮設サインに該当する内容もあることから、「常設サイン」の項目を無くし、「デザイン」と「維持管理」という項目に変更しております。3ページをご覧ください。ガイドラインの目的の中で民間事業者に対しては、令和4年度より運用を開始しております、吹田市屋外広告物ガイドラインに基づき、すでに指導・誘導を行っていること、公共が設置するサイ

ンについても景観との調和を図り、わかりやすく効果的なサインとすることが求められることを3段落目に追加しております。4ページをご覧ください。位置づけの図に令和4年度に運用を開始しました「吹田市屋外広告物ガイドライン」との関係を示し、建物の壁面に設置する壁面広告物や地上に設置する地上設置型広告物などの常設サインを計画する場合は本ガイドラインとあわせて吹田市屋外広告物ガイドラインも活用するよう記載を追加しております。12ページをご覧ください。前回の審議会にて、常設サインと仮設サインの内容が混在しているというご意見をいただきました。構成を見直すとともに、それぞれ計画する場合にどの項目を確認したらよいか表にて確認いただけるように変更しました。13ページをご覧ください。施設の敷地内や道路等に設置される注意喚起や禁止事項を示すサインは市民からの要望に対応してその都度設置された結果、赤枠内のイラストのように個々に近接して設置されるケースが多く見受けられます。このような場合には、近接して設置されているサインを同一面に整理・集約化できないか検討する、といった内容を追加しました。19ページをご覧ください。地色について、ダークグレー、ダークブラウンの2種類の他に開放的で周辺が比較的明るい色彩を基調とする地域の場合にライトグレーを候補色に加えて検討するという内容を追加しました。使用する場合は景観調和の観点から真っ白ではなく、N8.5を使用することとしています。23ページをご覧ください。前回の審議会にて、キャッチとなる文字とリードとなる文字では文字高が異なるというご意見をいただきましたので、キャッチとなる対象は自動車運転手に向けたサインと歩行者等に向けたサインで分けまして、リードとなる対象は基本的に歩行者等のみと考え、視距離を1~2mと設定する等、記載しております。25ページをご覧ください。標準案内用図記号とJISのピクトグラムにないものについては西宮市さんのオリジナルピクトグラムなど、巻末資料に掲載しているピクトグラムを使用することとしています。26ページをご覧ください。ピクトグラムの大きさについても視距離に応じた大きさを記載しております。また、文字数の多いサインは伝わりにくいことが多いことから、歩行者が瞬間的に判読できる文字数は15文字程度、自動車運転手の場合は、走行速度40キロの場合で7文字程度であることを記載して、必要最小限の文字量とすることを追加しております。28ページをご覧ください。前回の審議会にて、管理台帳等で管理を行う際に管理部署や担当者を追加した方が良いというご意見をいただきましたので追加しております。29ページをご覧ください。前回の審議会にて、安全性について書き加えること、とご意見いただきましたので、安全管理について追記し、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を紹介しております。45ページからは参考資料として、よくある表記について日・英対応翻訳表を追加しております。ガイドラインの主な修正点としては以上となります。

次に仮設サインのデザインサンプルについてです。前回の審議会にて、仮設サインの多くを職員が構成しており、デザインされていないものが多いため、デザインサンプルをつくり、レイアウトのパターンを作成しておくといったご意見をいただきました。掲出している数が多い仮設サインの1つであるサインのレイアウト案を景観アドバイザーの先生方

にもご意見を伺いながら作成しました。地色にはダークグレーを使用し、表示内容としては一次情報として直観的に内容を伝えるピクトグラム、二次情報として文字により内容を補完的に伝え、日本語と英語の2か国語表記としております。ピクトグラムや文字を入れ替えることでポイ捨て禁止等、他のサインを作成することができます。今後、各所管と協議していく中で必要に応じて、この他にもデザインサンプルを作成していく予定です。

最後に関係部署との会議での意見について一部ご報告いたします。1つ目は「注意喚起の看板は目立たないといけないため景観への配慮とは相反する。注意喚起の目的を損なわないデザイン例を検討してほしい。」といった意見がありました。この意見については、現在、仮設サインを多く掲出している、道路室、公園みどり室などと個別に協議を行っており、先ほどお示ししましたデザインサンプルのように、現状掲出されている仮設サインをガイドラインに沿った内容でサンプルを作成し、素材やデザインについて検討していく予定です。その中で、注意喚起の看板についても注意喚起看板の効果と景観配慮のバランスについて検討していきたいと考えております。

2つ目は「施設やエリアでコンセプトが設定されている場合にガイドラインを遵守する必要があるか。」といった意見がありました。この意見については、ガイドラインであるため、原則としてガイドラインに沿って計画するもの、と考えておりますが、施設やエリアで独自のコンセプトが設定されている場合は、色彩等についてはガイドラインに合わせないことも可能とし、文字高の大きさやピクトグラム等についてはガイドラインに沿って計画する運用としたいと考えております。例えば、北大阪健康医療都市（健都）では写真のように色彩のコンセプトが設定されていますが、ピクトグラムや2か国語表記により、わかりやすく、景観と調和したサインとなっています。このように色彩等は施設の外壁色と調和させるためや、エリアでコンセプトが設定されているため、ガイドラインで指定しているマンセル値と異なることがあると思いますが、文字高やピクトグラム等の部分に関してはガイドラインに準拠できるものと考えています。

3つ目は「啓発に係るサインは市民からの要望がくると設置せざるを得ない状況であることと、設置に関するルール、例えば、「この範囲に仮設サインは1つまで」等のルールがあれば、要望に対応でき、設置するサインの数を減らすことができるかもしれない。」といった意見がありました。この意見については、市民からの要望対応においても、ガイドライン30ページ以降の「仮設サインの配慮事項」に記載の表示面積や相互間距離などのルールを活用できるよう、各所管と協議を続けていきたいと思っております。

以上で公共サインデザインガイドライン案について説明を終わります。

久会長よろしくお願ひいたします。

7.質疑応答

○久会長

それでは、説明いただきました公共サインガイドラインについて、ご意見いただきたいと

思います。

○松田委員

とてもよいガイドラインになっていると思います。大広協でも教科書的に使わせていただきたいと思います。1点だけ、5ページの写真のサイズを揃えられると綺麗に仕上がると思います。また、「デザインの不統一」の項目の「デザインが異なるため」が中途半端なところが改行されているため、修正いただきたいと思います。調整されたら、写真も少し大きく配置できるかと思いますのでよろしくお願いします。

○秋月委員

よくまとまっているガイドラインだと思います。何点かコメントがあります。公共サインとは、という定義が最初引っ掛かってしまったので、3ページのガイドラインの目的の文章は、まず公共サインとは、を冒頭にもってきて、その次に吹田市内の現状をうたい、本市では、とつなげる方が良いと思います。4ページに屋外広告物ガイドラインの説明と表紙の絵がありますが、本ガイドラインの表紙はどのように考えていますか。

○大西係員

表紙について検討中ですが、屋外広告物ガイドラインはオレンジ色を使用しているので、現段階ではこちらの違う色のバージョンで考えています。

○秋月委員

それがいいかと思います。続いて、14ページの配置の考え方のページには、そのレイアウト例に合わせた良い事例の写真を掲載すると、より効果的だと思います。また、22ページの「色彩について」ですが、これもデザインマニュアルと同様にマンセル表色系により表示するという前提が冒頭に合った方が良いでしょう。23ページの英文の文字高ですが、小さいと読みづらいことがあります。続いて25ページの下のパクトグラムの色彩とマンセル値についての表がありますが、印刷の具合で誤差もあるかと思いますが、カラーパレットがあればより分かりやすいかと思います。35ページからのパクトグラム図集ですが、引用元が最初のページには書いてありますが、すべてのページにあった方がいいと思います。そうすると、44ページにも西宮市オリジナルパクトグラムの文字が必要です。

関係部署からの意見についてですが、注意喚起看板について、景観への配慮とは相反するという意見がありましたが、景観配慮との両立をぜひしてほしいなと思います。あと、施設やエリアでコンセプトが設定されている場合についての対応で「色彩等についてはガイドラインに合わせないことも可能」という表現がありましたが、これは「協議によっては合わせないことも可能」という表現に変えた方がいいか思います。パワーポイントの写真が分かりやすかったので、写真を載せてもいいかと思いました。以上です。

○久会長

24 ページの欧文書体について、2 か国語で表記する場合、英語は日本語の二分の一の大ききさで表示されていることが多いですが、タイでは母国語と英語を同じ大ききさで表示されています。欧文書体で表記する場合は十分な大ききさに配慮するなど、見やすさのコメントが必要だと思いました。

○中村委員

23 ページの赤枠で囲っている内容について、「自動車運転手に向けたサイン」は、上の表から視距離と文字高を引用していると思いますが、7 ページで道路標識設置基準に規定された標識はガイドラインの対象範囲外とあります。道路標識設置基準でも文字高について規定されているかと思いますが、このガイドラインで対象としている公共サインが道路標識と同程度の視認具合が必要であれば道路標識設置基準と同様の文字高が必要だと思います。そのあたりを整理してもらえればと思います。

○秋月委員

わたしも文字サイズについては気になっていたのですが、視距離に応じた文字高の表にこちらも引用元を書くと、引用元を確認した上で文字高を検査することができると思いますのでこちらも記載をお願いします。

○長町委員

良くまとまっていると思います。ガイドラインの中で悪い例にあるように「ポイ捨て禁止」等の看板を、後からばらばらに複数設置して解決しようとしている場合には、景観的な問題点がないかぜひ確認してほしいと思います。ただサインを設置して解決というだけではなく、その前に例えば、サイン周辺に照明が無くサインが見えないことが原因など、根本的な原因がその場所にあるということを理解することが重要です。

○久会長

よく公共施設にいくと、誘導看板が見られますが、誘導看板をつけないようなわかりやすい設計が必要である、ということを感じさせてあげて欲しいです。

また、デザインに自信がない場合はご相談くださいというコメントを載せても良いかと思っています。

○高原委員

こちらの公共サインデザインガイドラインも先ほどの景観デザインマニュアルもですが、完成した暁には、印刷物として配布されると思いますが、写真などは重要なツールですので

しっかり写りが適切になるよう印刷のクオリティーに気を付けて欲しいと思います。

○岡委員

これはホームページからダウンロードできるようになると思うのですが、一括ダウンロードだけでなく、項目ごとで載せる等、読みたいところにすぐいけるような工夫をしていただきたいと思います。

○島本委員

28 ページの管理台帳ですが、これは職員で書く予定ですか。もし、公民館に依頼してもらえれば、公民館で書くことも可能かと思えます。

○久会長

管理台帳をデータベース化される予定はあるのでしょうか。

○玉木都市計画室主幹

台帳作成にあたっては、DX 化は必要だと考えております。データベース化については、今後、関係部局と協議しながら、検討していきたいと考えております。

○久会長

もうすぐ地方統一選挙がありますが、ぜひこの公共サインデザインガイドラインを候補者の方々に見て頂いて、参考にしてもらいたいですね。

本日の案件は以上です。最後に事務局より報告があると伺っております。よろしくお願ひします。

○渡辺都市計画室参事

本日はありがとうございました。両案件とも、本日が最終報告となりますが、いただいたご意見をもとに修正をしていきたいと思えます。

なお、今年度の審議会は本日が最後でございます。委員の皆様には令和3年度、令和4年度の2年間に渡り、様々な分野から御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

○久会長

委員の皆様、本当にありがとうございました。本来であれば皆様から一言ずついただきたいところですが、時間の都合もありますので、これまで長く委員を務めてこられました加藤委員、市民委員の島本委員、中村委員の3名の方から一言ずつ感想などいただけないでしょうか。

○加藤委員、島本委員、中村委員 -----挨拶-----

○久会長

ありがとうございました。そのほか事務局から連絡事項はありませんか。

○渡辺都市計画室参事

最後に、次回の審議会の予定ですが、現在開催日時は未定でございます。また時期がきましたらメール等で日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○久会長

それでは、これで本日の審議会を終了します。委員のみなさまは議事進行にご協力いただきありがとうございました。

○一同

本日は、ありがとうございました。